エコアクション21
環境経営レポート　2023
（活動期間：2022年10月～2022年12月）

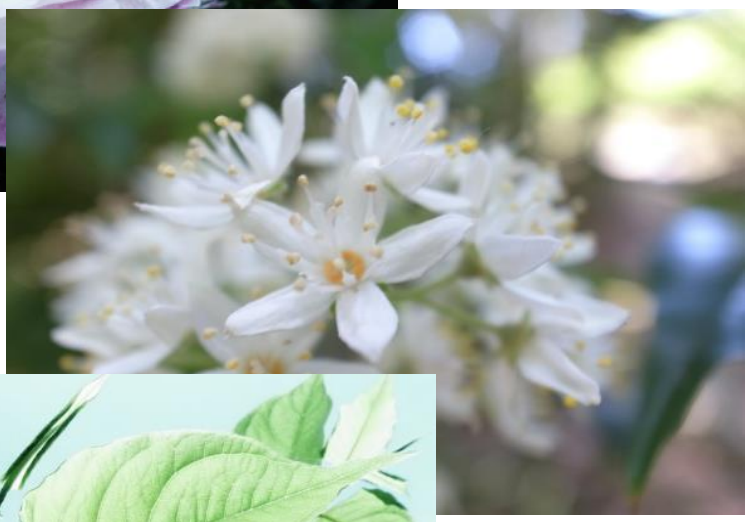

肥後環境株式会社
〒868-0503
熊本県球磨郡多良木町大字久米433番地
TEL0966-42-6103

発行日　　令和5年5月1日

目次

	頁
①環境経営方針	ー1ー
②組織の概要・認証登録の範囲	ー2ー
③産業廃棄物収集運搬業及び処理業における施設等及び許可の状況	ー3ー
④産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処理業における施設、及び車両	ー4ー
⑤一般廃棄物収集運搬業許可証	-5-
⑥産業廃棄物処理工程	ー6ー
⑦実施体制	ー7ー
⑧環境経営目標（基準）自社事業全体	ー8ー
⑨環境経営計画	ー9ー
⑩教育訓練計画、実績記録	ー10ー
⑪環境経営計画の取組結果とその評価	ー11ー
⑫環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果	ー12ー
⑬次年度の環境経営計画の取組内容	ー13ー
⑭SDGsへの取組みと自社での具体的な活動	ー14ー
⑮地域貢献活動	ー15ー
⑯代表者による全体評価と見直し・指示の結果	ー16ー

環 境 経 営 方 針

当社、肥後環境株式会社は、『快適で豊かな環境を創造する』という経営理念を果たすため建設工事の受注から引き渡しの全ての工程及び産業廃棄物処理工程において「環境保全」顧客重視」「労働安全」を徹底します。作業現場の環境整備とリスクアセスメントの活用と日々改善を通じて常に顧客満足度と環境に優しい企業活動及び施工技術の向上を目指して、地元近隣と共に「持続的な発展」を図ります。

1. 当社、肥後環境株式会社は、土木構造物の施工、産業廃棄物処理業務及びその他の事業活動から生じる環境への影響を的確に捉え、経済的に可能な範囲で、環境保全活動を行う。

2. 環境に関連する法規制・業界の規範及び自主的な基準の要求事項を明確に遵守する。

3. 環境経営システムは環境汚染の予防を目的とし、目標の達成、是正活動、経営者による見直し等によって、環境経営システムとパフォーマンスの継続的改善を行う。

4. 環境方針の達成のために、自社が技術上・経済上の可能な範囲で、環境目標を設定する。方針は、目標策定及び見直しの枠組みとなるようにする。

5. 全ての活動において次の項目について重点的に取り組む。

（1） 電力、燃料等のエネルギーの効率的な使用及び省エネに努め、二酸化炭素排出量を削減します。

（2） 産業廃棄物排出量の抑制と分別等による再利用の徹底

（3） 節水に努め、水使用量の削減

（4） 化学物質使用量を削減

（5） 省エネルギー型や省資源型の製品等使用の促進

6. この方針は全従業員（パートを含む）に周知し、達成のための活動へ結びつける。方針は組織や環境の変化に応じて見直しする。

7. SDGs 未来への約束

・私たちは男女を問わず多様な人たちが共に活躍できる社会を目指します。

・私たちは事業活動を通して、持続可能な社会の実現に努めます。

・私たちはエコアクション21等の環境への取り組みを通して環境負荷の低減に努めます。

・私たちは生物多様性の保全のための取り組みを行います。

・私たちはパートナーシップ協定やボランティア活動を通じて地域・社会貢献に取り組みます。

2022年　8月23日制定

肥後環境株式会社

代表取締役　　那須　衛

組織の概要、認証・登録の対象範囲

1. 組織の概要

1）事業所名　　株式会社　肥後環境株式会社
　代表者氏名　　代表取締役　那須　衛

2）所在地　　本社　　〒868-0503　熊本県球磨郡多良木町大字久米433番地
　肥後リサイクルセンター　　〒868-0614　熊本県球磨郡湯前町3610-1
　エコグリーン　　〒868-0044　熊本県人吉市東間下町2926
　野添倉庫　　〒868-0503　熊本県球磨郡多良木町大字久米433番地
　あさぎり支店　　〒868-0422　熊本県球磨郡あさぎり町深田東1281番地

3）環境管理責任者 工務部 部長 那須孝博
　担当者氏名　事務　　中西研一
　連絡先　　TEL　0966-42-6103　　FAX　0966-42-6101
　Eメールアドレス　　nakanishi@higo-k.jp

4）事業の内容　　①建設業（土木工事業、管工事業、舗装工事業、水道施設工事業、解体工事業、造園工事業）
　建設業許可番号：令和2年11月20日　熊本県知事許可（特-2）第5071号

②産業廃棄物収集運搬業、中間処理業及び一般廃棄物収集運搬及び処分業

5）事業の規模　　総売上額：933百万円

	単位	本社	肥後リサイクルセンター	エコグリーン	野添倉庫	あさぎり支店
従業員数	人	28	6	5	無人	1
延床面積	㎡	357.94	674.1	835.97	7042	

6）事業年度　　8月～翌年7月

2. 認証・登録の対象範囲

1）事業活動　　①土木工事業、解体工事業、造園工事業、舗装工事業
　※試行期間における、自社建設土木工事許可証中の工事業のみ記載。今後全事業範囲予定。
　②一般廃棄物処分業（中間処理）、産業廃棄物処理業（中間処理）
　産業廃棄物中間処理総量（受諾量）：1405.80t
　※EA21試行期間中の産業廃棄物中間処理総量

2）対象事業所　　本社
　肥後リサイクルセンター
　エコグリーン
　野添倉庫
　あさぎり支店

1. 産業廃棄物収集運搬業、事業の範囲	許可番号	第04310112524号
	許可年月日	令和5年3月8日
	許可の有効年月日	令和7年1月20日

1．1　産業廃棄物収集運搬業　　◎:積替え又は保管行為を含むもの

類（特別管理産業廃棄物を除く）	積替保管の有無	石綿含有産業廃棄物
廃プラスチック類	有	◎
紙くず	有	◎
木くず	有	◎
繊維くず	有	◎
金属くず	―	―
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	有	◎
がれき類	有	◎

1．2　積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）積替えのための保管上限及び積み上げる事が出来る高さ 「有」

積替又は保管を行う場所の所在地	熊本県人吉市東間下町字小宇土2926番
積替又は保管を行う産業廃棄物の種類（特別管理産業廃棄物を除く）	紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃プラスチック類（これらのうち、「石綿含有産業廃棄物」を含み、「自動車破砕物」及び「水銀使用製品」、「水銀含有ばいじん等」を除く。
積替の保管上限	12㎥
面積	42．0㎡
積み上げる高さ	1m

2. 産業廃棄物処分業、事業の範囲	許可番号	第04320112524号
	許可年月日	令和4年9月15日
	許可の有効年月日	令和6年7月7日

2．1　中間処理業

処理方式	取り扱う産業廃棄物の種類（特別管理産業廃棄物を除く）	
破砕	木くず	（「石綿含有廃棄物」及び「水銀使用製品産業廃棄物」を除く。
堆肥化	木くず	（「石綿含有廃棄物」及び「水銀使用製品産業廃棄物」を除く。
選別	廃プラスチック類	（これらのうち「石綿含有廃棄物」「自動車等廃棄物」及び「水銀使用製品産業廃棄物」を除く。）
	紙くず	
	木くず	
	繊維くず	
	ゴムくず	
	金属くず	
	ガラスくず	
	コンクリートくず及び陶磁器くず	
	がれき類	
圧縮・梱包	廃プラスチック類	（これらのうち「石綿含有廃棄物」「自動車等廃棄物」及び「水銀使用製品産業廃棄物」を除く。）
	紙くず	
	繊維くず	
	金属くず	
破砕（移動式）	木くず	（これらのうち「石綿含有廃棄物」及び「水銀使用製品産業廃棄物」を除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設

種類	設置場所	設置年月日、許可年月日、許可番号	処理能力
破砕	熊本県球磨郡湯前町字下永野3610番1外	平成16年(2004年)3月30日 平成16年(2004年)3月30日	90.4t/日(8h)
堆肥化	熊本県球磨郡湯前町字下永野3610番1外	平成16年(2004年)2月17日	1.5t/日(8h)
選別	熊本県球磨郡湯前町字下永野3610番1外	平成17年(2005年)3月10日	6t/日(8h)
選別	熊本県人吉市東間下町字小宇土2926番外	平成22年(2010年)3月1日	40.5t/日(8h)
圧縮・梱包	熊本県人吉市東間下町字小宇土2926番外	平成22年(2010年)3月1日	4.4t/日(8h)
破砕(移動式)	処理の実施場所:熊本県内一円(熊本市を除く) 駐機場:熊本県球磨郡湯前町字下永野3622番	令和3年(2021年)9月22日 令和3年(2021年)9月9日 第中ー298号	282t/日(8h)

使用する運搬車両の台数と種類

	車種	車番登録NO	最大積載量(kg)
1	いすゞ　パッカー車	熊本800せ　32-18	3,000
2	いすゞ　脱着装置コンテナ専用車	熊本100そ　20-90	3,550
3	いすゞ　3tダンプ	熊本400た　13-85	3,000
4	いすゞ　3tダンプ	熊本100す　861	3,000
5	日野　3t　ダンプ	熊本400つ　61-21	3,000
6	日野　4t　ダンプ	熊本100せ　68-54	3,750
7	日野　10t　ダンプ	熊本100は　64-24	8,400
8	日野　脱着装置付コンテナ専用車	熊本430さ　61-03	3,000
9	日野　脱着装置付コンテナ専用車	熊本100は　59-33	10,500
10	日野　脱着装置付コンテナ専用車	熊本100そ　64-59	3,650
11	日野　脱着装置付コンテナ専用車	熊本400に　68-51	3,000
12	日野　10t　ダンプ	熊本100は　60-58	8,800
13	日野　脱着装置付コンテナ専用車	熊本100は　66-67	10,900
14	マツダ　3tダンプ	熊本400て　38-13	3,000
15	日野　10t　ダンプ	熊本100す　80-21	10,900
16	日野　4t　ダンプ	熊本100せ　60-77	3,700
17	日産　脱着装置付コンテナ専用車	熊本100は　46-30	11,400
18	三菱　2tユニック車(エコ)	熊本100せ　56-08	2,000
19	日野　キャブオーバ　ユニック車	熊本100は　59-38	3,000
20	いすゞ　脱着装置付コンテナ専用車	熊本100は　37-66	11,200

5-1　事業系一般廃棄物及び家庭系一般廃棄物収集運搬許可一覧

	事業系一般廃棄物及び臨時の家庭系一般廃棄物の許可	許可証の有無	許可有効年月日
1	水上村	○	令和5年3月21日 ～　令和7年3月20日
2	湯前町	○	令和5年5月16日 ～　令和7年5月15日
3	五木村	○	令和3年12月19日 ～　令和5年12月18日
4	多良木町	○	令和5年4月1日 ～　令和7年3月31日
5	あさぎり町	○	令和5年3月22日 ～　令和7年3月21日
6	錦町	○	令和3年8月26日 ～　令和7年8月25日
7	山江村	○	令和3年9月1日 ～　令和5年8月31日
8	相良村	○	令和3年8月11日 ～　令和5年8月10日
9	球磨村	○	令和3年8月18日 ～　令和5年8月17日

5-2　一般廃棄物処分業許可証（木くず）

	一般廃棄物処分業許可証（木くず）	許可証の有無	許可有効年月日
1	湯前町	○	令和3年8月30日 ～　令和5年8月29日

5-2　一般廃棄物収集運搬にて使用する運搬車両の台数と種類　※注1

	車種	車番登録NO	最大積載量（kg）
1	いすゞ　パッカー車	熊本800せ　32-18	3,000
2	いすゞ　3tダンプ	熊本400た　13-85	3,000
3	日野　3t　ダンプ	熊本400つ　61-21	3,000
4	日野　脱着装置付コンテナ専用車	熊本430さ　61-03	3,000
5	日野　脱着装置付コンテナ専用車	熊本100は　59-33	10,500
6	日野　脱着装置付コンテナ専用車	熊本100そ　64-59	3,650
7	日野　脱着装置付コンテナ専用車	熊本400に　68-51	3,000
8	マツダ　3tダンプ	熊本400て　38-13	3,000
9	日野　1Ot　ダンプ	熊本100す　80-21	10,900
10	日産　脱着装置付コンテナ専用車	熊本100は　46-30	11,400
11	日野　キャブオーバ　ユニック車	熊本100は　59-38	3,000
12	いすゞ　脱着装置付コンテナ専用車	熊本100は　37-66	11,200

※注1

収集運搬車両の台数に関しては、自治体毎に申請許可による差異があり申請台数の一番多い水上村の登録台数で記載をしております。

・産業廃棄物処理フロー

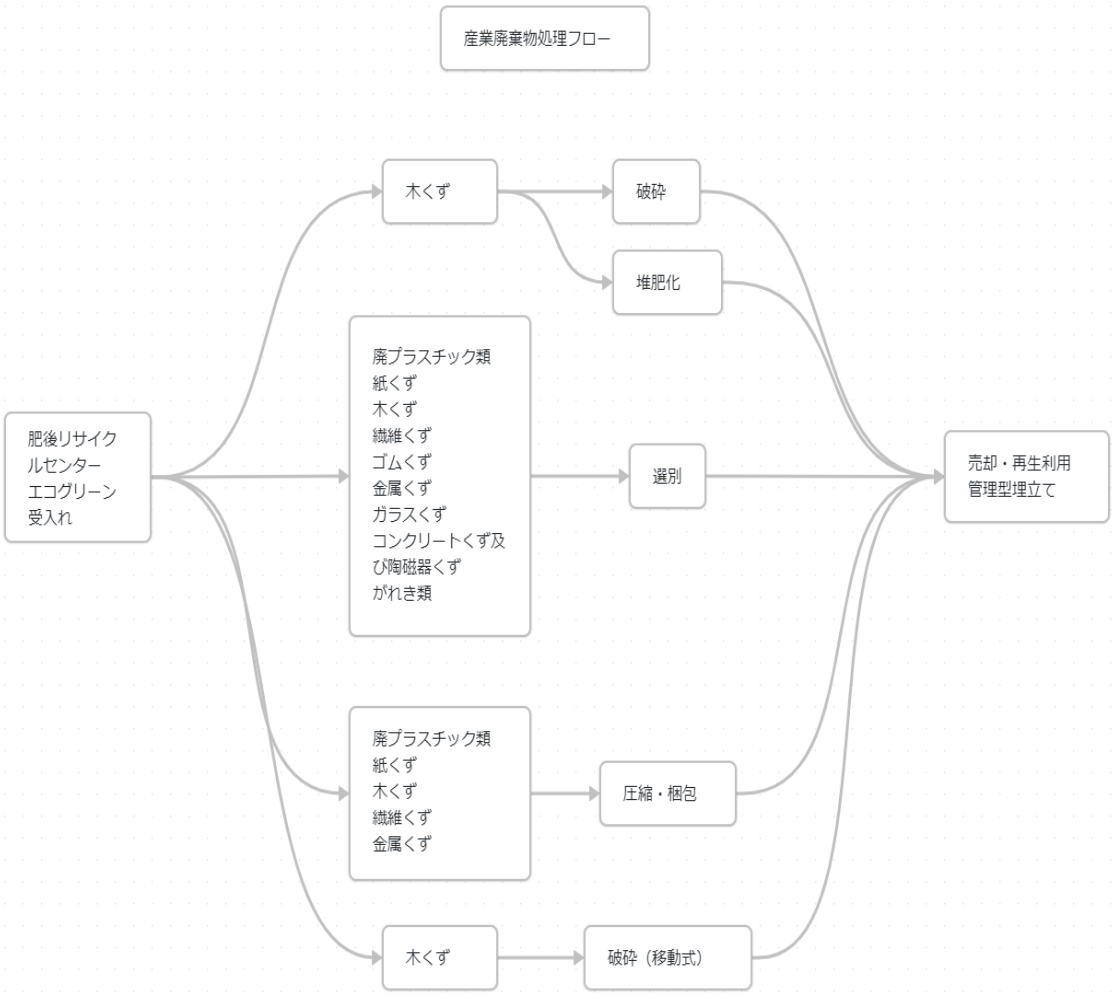
産業廃棄物処理フロー
肥後リサイクルセンターエコグリーン受入れ
木くず
破砕
堆肥化
廃プラスチック類
紙くず
木くず
繊維くず
ゴムくず
金属くず
ガラスくず
コンクリートくず及び陶磁器くず
がれき類
選別
廃プラスチック類
紙くず
木くず
繊維くず
金属くず
圧縮・梱包
木くず
破砕（移動式）
売却・再生利用
管理型埋立て

実 施 体 制

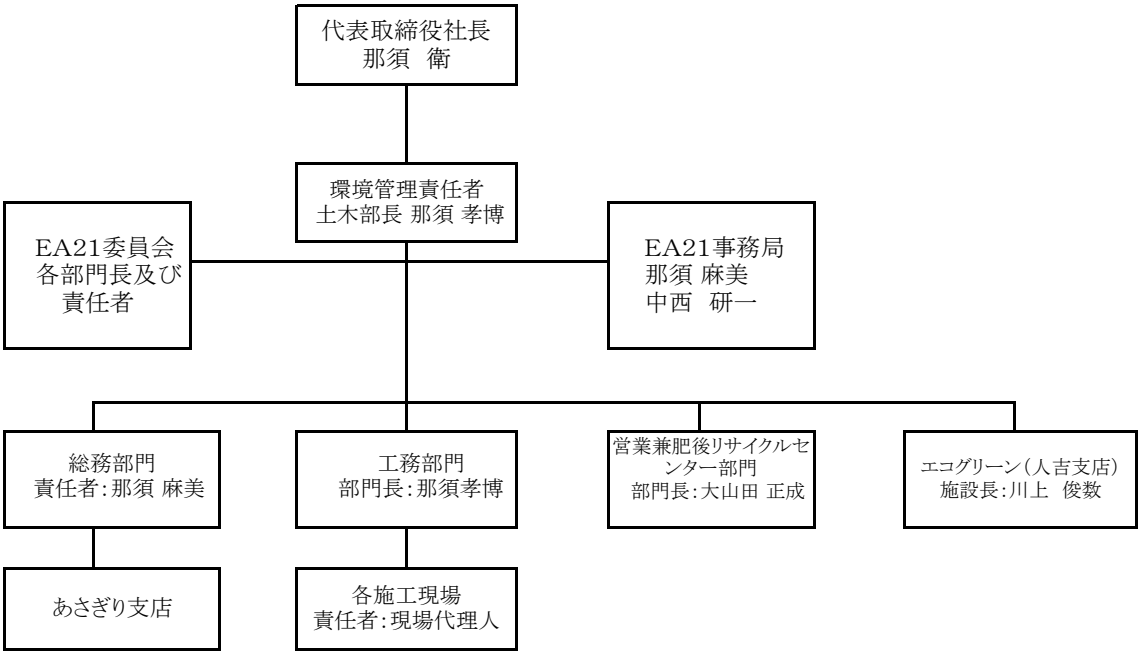

役割分担表

所 属	役割・責任・権限
代表者	・代表者として環境経営全般について責任と権限を持つ ・環境経営方針を作成・見直し、従業員に周知する ・環境管理責任者、EA21事務局員を任命する ・環境への取組を実施するための資源(人員・物資・資金)を準備する ・EA21全体の取組状況に関し評価、見直しを実施する
環境管理責任者	・EA21ガイドラインの要求事項を満たす環境経営システムを構築し、実行し、 環境実績を向上させる。 ・毎年、環境経営目標、環境経営計画を作成する。 ・3か月に1回、環境経営目標の達成状況及び環境経営計画の実施状況を確認・評価する。 ・上記の結果を代表者に報告する。
EA21委員会	・3か月に1回開催し、環境経営目標及び環境経営計画の実施状況を審議する。
EA21事務局	・環境管理責任者を補佐し、EA21文書及び記録類、及び基礎データの作成・ 維持・集計・管理を行う ・社外からの環境情報の収集と伝達を行う
部門長(責任者及び現場代理人)	・環境経営方針、環境経営目標、環境経営計画を部門全員に周知する ・環境経営目標達成のため、責任を持って自部門の環境活動を推進する ・自部門で発生した問題点の是正処置、予防処置を実施する ・自部門に関連する法規制等を順守する ・自部門に関連する緊急事態への準備及び対応の訓練を実施する ・自部門の教育・訓練を実施する
全従業員	・環境経営方針の理解と環境への取り組みの重要性を自覚する ・決められたことを守り、自主的・積極的に環境活動へ参加する

環境経営目標（2022年度） 自社事業全体の基準値

※一般廃棄物収集運搬許可業における収集運搬においては、基準年度に、業務委託の契約が無く、実際の収集運搬が発生していないため記載していませんが今後委託契約が発生し収集運搬が発生をした場合記載をしていきます。

活動期間（試行期間）：2022年10月～2022年12月）

環境経営目標		単位	基準年 2021年度	2021年度基準 試行期間基準値	目標 2022年度（1%削減目標） 試行期間（目標）	目標 2022年度（1%削減目標） 年間	目標 2023年度 （2%削減）	目標 2024年度 （3%削減）	目標 2025年度 （4%削減）
			2021年8月～ 2022年7月	※基準年の1/4	2022年10月～ 2022年12月	2022年8月～ 2023年7月	2023年8月～ 2024年7月	2024年8月～ 2025年7月	2025年8月～ 2026年7月
1．二酸化炭素排出量の削減		kg-CO_2	600,995.0	150,248.8	148,746.3	594,985.1	588,975.1	582,965.2	576,955.2
(1)電気使用量削減									
建設土木部門	本社（支店、野添資材置き場）（従量電灯）	kWh	16,026.0	4,006.5	3,966.4	15,865.7	15,705.5	15,545.2	15,385.0
産業廃棄物処理業部門	※肥後リサイクルセンター エコグリーン（電力）	kWh	32,902.0	8,225.5	8,143.2	32,573.0	32,244.0	31,914.9	31,585.9
	※エコグリーン（電灯）（従量電灯）	kWh	10,223.0	2,555.8	2,530.2	10,120.8	10,018.5	9,916.3	9,814.1
(2)ガソリン使用量削減									
建設土木部門	本社（支店、野添資材置き場）	ℓ	18,490.0	4,622.5	4,576.3	18,305.1	18,120.2	17,935.3	17,750.4
産業廃棄物処理業部門	※肥後リサイクルセンター、エコグリーン	ℓ	1,347.2	336.8	333.4	1,333.7	1,320.3	1,306.8	1,293.3
(3)軽油使用量削減									
建設土木部門	建設現場	ℓ	119,853.1	29,963.3	29,663.6	118,654.6	117,456.0	116,257.5	115,059.0
産業廃棄物処理業部門	※肥後リサイクルセンター エコグリーン	ℓ	82,349.2	20,587.3	20,381.4	81,525.7	80,702.2	79,878.7	79,055.2
(3)A重油使用量削減									
産業廃棄物処理業部門	※肥後リサイクルセンター	ℓ	3,750	938	928.1	3,712.5	3,675.0	3,637.5	3,600.0
2．廃棄物排出量の削減		t							
本社事務所、支店	一般廃棄物排出量の削減	kg	基準年度の計量が出来ていないため試行期間から計量した量を記載します。						
建築土木部門	自社建設現場からの産業廃棄物排出量	t	1,707.0	426.8	422.5	1,689.9	1,672.9	1,655.8	1,638.7
産業廃棄物中間処理業	※肥後リサイクルセンター エコグリーンからの産業廃棄物処分量	t	5,445.4	1,361.4	1,347.7	5,390.9	5,336.5	5,282.0	5,227.6
3．水使用量の削減					0.0				
建設土木部門	本社（支店、野添資材置き場）	m^3	544.0	136.0	134.6	538.6	533.1	527.7	522.2
産業廃棄物処理業部門	※肥後リサイクルセンター エコグリーン	m^3	431.0	107.8	106.7	426.0	422.4	418.1	413.8
4空家屋解体工事件数の増加		件	21.0	2.0	2.0	21.0	21.0	22.0	22.0
5．地域貢献活動の推進		件	1.0	1.0	1.0	2.0	3.0	3.0	3.0
6	CO2排出量の原単位	kg-CO2	600,995.0	150,248.8	148,746.3	594,985.1	588,975.1	582,965.2	576,955.2
		kg-CO2/百万円	644.2	161.0	159.4	637.7	631.3	624.8	618.4

売上高（基準年）	基準年	933 百万円

備考

1．購入電力の二酸化炭素排出係数は、0.391kg-CO2／kWh（九州電力　2017年度・調整後）を使用した。

2．項目6の原単位の換算に関しては、売上高、百万円単位に占めるCO2排出量を計算した数値とする

注釈

1．目標4の空き家解体工事件数増加に関しては、地域の環境、防災の意味での増加を見込む。

2．米印及び黄色で色分けした分は産業廃棄物処分業に伴う。負荷の計算値

作成日	改訂日	責任者	作成者
2022.9.13		那須孝博	那須孝博

環境経営計画（2022年度）

1. 二酸化炭素排出量の削減

	取組目標	責任者		達成手段	担当者	スケジュール 8～10月	11～1月	2～4月	5～7月
1	電気使用量の削減（本社・支店）	那須麻美	1	エアコン設定温度を決め、実行する	水崎美夜子 中村真由美				
			2	不用な照明の消灯	水崎美夜子 中村真由美				
	電気使用量の削減 （肥後リサイクル　センター・エコグリーン）	大山田正成	1	二次破砕機への投入量の調整	野中裕幸				
			2	一次破砕機粉砕刃の定期的な点検	野中祐幸				
2	ガソリン使用量の削減 （肥後リサイクルセンター・エコグリーン）	大山田正成	1	走行・運搬計画を実施し、エネルギー消費の少ない運搬・走行を行う（積み荷の確認、目的場所の確認）	大山田正成				
			2	車両のアイドリングストップを行う。	木村集一				
	ガソリン使用量の削減 （建設現場）	那須孝博	1	走行・運搬計画を実施し、エネルギー消費の少ない運搬・走行を行う（積み荷の確認、目的場所の確認）	各現場代理人				
			2	車両のアイドリングストップを行う。	各オペレーター				
3	軽油使用量の削減 （建設現場）	那須孝博	1	始業前点検の確実な実施及び記録（重機関係）	各オペレーター				
			2	過積載を行わない。（ダンプトラック関係）	各オペレーター				
	軽油使用量の削減 （肥後リサイクルセンター・エコグリーン）	大山田正成	1	過積載を行わない。（ダンプトラック関係）	尾方五 本田彩				
			2	木材破砕機への投入量の調整	椎屋誠				

2. 廃棄物排出量

	取組目標	責任者		達成手段	担当者	スケジュール 8～10月	11～1月	2～4月	5～7月
1	一般廃棄物排出量の削減	那須麻美	1	両面、集約などの機能を活用した印刷及びコピーの実施	コピー使用者				
			2	コピー機は、ミスコピーを防止するため使用前設定の確認	コピー使用者				
2	産業廃棄物排出量の削減 （肥後リサイクルセンター・エコグリーン）	大山田正成	1	3S（整理・整頓・清掃）活動の実施	全従業員				
			2	ゴミ箱の削減	大山田正成				
	産業廃棄物排出量の削減 （建設現場）	那須孝博	1	3S（整理・整頓・清掃）活動の実施	全従業員				
			2	設計基準に上乗せした自主基準を設けて、生コンクリート・アスファルトの廃棄を抑制する。	各現場代理人				

3. 水使用量の削減

	取組目標	責任者		達成手段	担当者	スケジュール 8～10月	11～1月	2～4月	5～7月
1	水使用量の削減	那須麻美 那須孝博	1	節水呼びかけの表示	水崎美夜子				
			2	社用車の洗車を必要最小限に留め、洗車する場合は節水の励行	那須孝博				

4. 空家屋解体工事件数の増加

	取組目標	責任者		達成手段	担当者	スケジュール 8～10月	11～1月	2～4月	5～7月
1	空家屋解体工事件数の増加	那須孝博	1	見積依頼を受け3日以内にて現地または内容の確認	那須孝博				
			2	現地確認後10日以内での見積提出	那須孝博				

6. 地域貢献活動の推進

	取組目標	責任者		達成手段	担当者	スケジュール 8～10月	11～1月	2～4月	5～7月
1	地域貢献活動の推進	那須孝博	1	地域ボランティア活動などに積極的に参加する。	那須孝博				
			2	ロードクリーンボランティア活動の実施	那須孝博				

教育訓練計画/実績記録表（2023年度）

作成日	改訂日	責任者	作成者
計画:2022.10. 1 記録:2023.3.21		那須 孝博	那須 孝博

種類	対象者	目的	内容	頻度	教育の責任者	スケジュール												備考(参考資料等)
						4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
一般教育	EA21事務局職員	環境経営の戦略的重要性の自覚を高める	EA21の内容、環境問題の現状、環境経営の必要性	1回／年以上	環境管理責任者		●						○					エコアクション21ガイドライン2017年版。当社の環境経営方針。
	全従業員	一般的な環境に対する自覚を高める	環境経営方針，環境経営目標、環境経営計画、各自の役割分担と責任・権限	1回／年以上	環境管理責任者		●						○					当社の環境経営方針、環境経営目標、環境経営計画、実施体制と役割分担表。
					部門長		●						○					（全体研修を受けなかった者への研修）
専門教育	EA21事務局職員	法規制等に関する責任感を高める	法規制等順守の手順の徹底を図る	1回／年以上	環境管理責任者					○								当社に関連する環境関連法規制等の取りまとめ
		法規制資格の取得	石綿作業主任者及び石綿作業特別教育	適宜	部門長	○		●				○						大気汚染防止法に基づく石綿予防規則の遵守
緊急時対応訓練	緊急事態への対応者	緊急事態発生時に適切に対応する	緊急時の対応手順書に基づく訓練で手順の適切性・有効性を確認する	1回／年以上	環境管理責任者				今月実施予定									事故及び緊急事態の想定結果及びその対応策
	全従業員	緊急事態発生時に適切に対応する能力（実務的な）を高める。	緊急時の対応手順書に基づく訓練で手順の適切性・有効性を検証する。	1回／年以上	各現場代理人及び各施設長				今月実施予定									事故及び緊急事態の想定結果及びその対応策

計画:○　実績:●

環境経営目標の達成状況、環境経営計画の実施状況
自社事業の建設･土木及び産業廃棄物処理業全体の実績値

作成日	改定日	承認者	作成者
2023/3/10		那須孝博	中西研一

○:実施できた　△:十分とは言えなかった　×:不十分であった

環境経営目標	単位	目　標	試行期間(実績)	2022年10月～2022年12月	
		基準年度1/4期 (-1%)	2022年10月～2022年12月	目標達成状況	評　価
1. 二酸化炭素排出量の削減	kg-CO_2	148,746.3	140,780.6	○	
(1)電気使用量削減					
本社(支店、野添資材置き場)(従量電灯)	kWh	3,966.4	2,469.0	○	
※肥後リサイクルセンター エコグリーン(電力)	kWh	8,143.2	10,220.0	×	出力能力の高い二次破砕機の導入(業務効率化)の為使用電力増となったと考えられる。今後基本データの入手
※エコグリーン(電灯)(従量電灯)	kWh	2,530.2	2,186.0	○	
(2)ガソリン使用量削減					
本社(支店、野添資材置き場	ℓ	4,576.3	3,485.1	○	
※肥後リサイクルセンター、エコグリーン	ℓ	333.4	403.8	×	令和4年8月より肥後リサイクルセンター所属の営業車が稼働し始めたため、使用量が増となった。
(3)軽油使用量削減					
建設現場	ℓ	29,682.6	16,104.2	○	
※肥後リサイクルセンター エコグリーン	ℓ	20,381.4	32,551.0	×	一次破砕機に大型機器を導入したことにより軽油使用量は増となったが、その他周辺機械の使用時間減に伴い人件費の削減は図られている。
(3)A重油使用量削減					
※肥後リサイクルセンター	ℓ	928	0.0	○	機械処分に伴い今後A重油の使用は発生しない。
2. 廃棄物排出量の削減	t				
一般廃棄物排出量の削減	kg	未記録	16.00		基準年度の数値の把握が出来ておらず、今後の数値を記録し年間の数値を把握目標を設定し実行して行
産業廃棄物排出量の削減	t				
建設現場	t	422.5	181.1	○	工事件数の減少にて達成する事は出来たが、今後年間に渡って、工事件数と産廃の増減を把握し環境経営を考える必要がある。
※肥後リサイクルセンター エコグリーン	t	1,347.7	1,405.0	×	試行期間においては若干の増となったが、今後達成できると考えている。
3. 水使用量の削減					
本社(支店、野添資材置き場	m^3	135.6	132.1	○	
※肥後リサイクルセンター エコグリーン	m^3	106.7	146.0	×	業務遂行上最低限の使用量であるため、今後経過観察とす
4 空家屋解体工事件数の増加	件	2.0	8.0	○	
5. 省エネルギー型製品の生産割合の向上					
6. 地域貢献活動の推進	件	1.0	1.0		
7 CO2排出量の原単位	kg-CO2	148,746.3	140,780.6	○	
	kg-CO2/百万円	159.4	150.9	○	

※米印及び黄色で色分けした分は産業廃棄物処分業に伴う。負荷の計算値

売上高(基準年)	基準年	933	百万円

10.環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

■ 環境関連法規等の遵守状況のチェック結果

作成者	責任者	作成日	改訂日	改訂履歴	評価確認日	評価確認者
中西研一	那須孝博	2022.1			2022年12月25日	那須孝博

法令名称（略称）	要求内容	確認方法	遵守状況の確認	
			現状の確認	判定
森林法	責任者：現場代理人 内容:1. 治山工事等において土地の使用を終わった時（仮設道等で）は、土地を現状に回復させる。	市町村長の許可書の有無 施工前、施工後の写真確認	今山田治山工事写真により確認した。	○
大気汚染防止法	責任者：管理責任者 内容:1. 大型特殊自動車は、ガソリン、軽油又は、液化石油ガス（プロパン・ガス又はブタン・ガスを主成分とする。液化ガスをいう。）を燃料とする。 2. 特定耐火建築物等で吹き付け石綿が使用されているものを解体し、改造し、又は補修する作業は特定粉じん排出等作業に該当する可能性があり、又、特定粉じん排出作業を行う前には、特定粉じん排出作業の開始の日の14日前までに、所要の事項を都道府県知事又は法第31条第1項の規定に基づき事務の委任を受けた市の長（以下「都道府県知事等」という。）に届けでる。ただし災害で崩壊し、交通等に支障を及ぼしている建築物を緊急に解体するような場合は、例外とする。 3. 事業活動に伴う有害大気汚染物質の大気中への排出又は、飛散の状況を把握し、抑制するために必要な措置として、当社は土砂粉塵・車の排気ガスの排出を抑制する。	燃料消費量からのCo2排出量の計算 特定粉じん排出作業の届け出書と現場表示の確認 防護用器具の確認	市房キャンプ場施設解体現場にて施工方法及び設備、表示物を確認した。また、使用燃料において給油時に確認した。	○
騒音規制法	責任者：現場代理人 内容：杭打ち機・杭抜機・びょう打機・削岩機・空気圧縮機・コンクリート・アスファルトプラント、85dB以下で作業する。 バックホウ（定格出力80kw以上）、トラクターシュベル（定格出力70kw以上）、ブルドーザ（定格出力40kw以上）を使用する場合は当該特定建設作業開始の7日前までに市長村長に届出を行う。 但し、環境大臣が指定するものは除く。	騒音の規制（発生音測定） 市町村長への届け出の有無及び確認	今後、必要に応じて確認	○
水質汚濁防止法	責任者： 内容：現場代理人 当該作業所にて油流出事故が発生した場合、油を含む水が当該作業所から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係わる被害を生ずる恐れがあるとき（この場合の破損その他の事故は、人為的な事故に限らず、天災を含む不可抗力による事故を含む）応急の措置として、事故が発生した場合における引き続く油を含む水の公共用水域への排出又は地下への浸透の防止の為の措置をとる。その措置として、油の供給の停止、土のう積み上げ、油吸着マットの設置、油汚染表土の除去等を行う。	**油類保管場所確認** **流失を防ぐための部材の確認** **緊急時の届け出方法の確認**	**各現場・施設において土のう・吸着マットの常備および緊急時の対応マニュアルを確認した。**	**○**
湖沼水質保全特別措置法	責任者：現場代理人 内容：工事施工に伴い発生した土砂濁水の湖沼への流入を軽減・圧縮するため当社では沈砂地・防砂マット等の設置を行い、施工を行う。	沈砂地・防砂マット等の部材確認、設置確認	河川災害復旧現場において沈砂池の設置を確認した。	○
振動規制法	責任者：現場代理人 内容：くい打機、くい抜機（もんけん及び圧入式を除く。）、剛球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業、舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、一日における当該作業に係わる。二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）、ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、一日における当該作業に係わる二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）を行う場合には、当該特定建設作業の開始の7日前までに市長村長に届けで、作業は、昼間65デシベル以内にて行う。	市町村長への届け出の有無の確認、及び届け出済みの確認 騒音の計測器での確認、随時。	上車線舗装工事において舗装版破砕機作業が1日間にて終了していることうを確認した。	○
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	責任者：現場代理人・管理責任者・肥後リサイクルセンター・エコグリーン内 内容:1. 産業廃棄物の収集及び処分を委託する場合、許可を受けた業者に委託しているか。 マニフェスト使用時は、産業廃棄物の種類毎、処分委託毎に交付する。 産業廃棄物を処理業者に引き渡す際に交付する。 産業廃棄物の種類、数量、処理業者の名称は、マニフェストに記載された内容と相違がないことの確認 マニフェスト伝票は、A表とD表を受領時に照合する。 産廃業者と産業廃棄物処理委託契約書を結ぶ。 許可証を確認する。 2. 処理業者からの写し送付は90日以内,特別管理産業廃棄物は60日以内 最終処分が完了した写しは180日処理業者からの送付された写しは、5年間保管する。	産業廃棄物の収集運搬許可書の確認 産業廃棄物の処分業の許可書の確認 マニフェストの交付（発行）の廃棄物の種類、搬送先、記載事項の確認。 産業廃棄物処理委託契約書	委託契約書・許可証・マニフェスト伝票・マニフェスト伝票の保管状況を確認した。	○
再生資源の利用の促進に関する法律	責任者：現場代理人 内容：業務上必要な材料、物品の使用は再生資源を使用する。 使用後の材料、物品を再生資源として利用できるように分別を行う。 下記に管理対象品目 業務上排出されたゴミについても、再生資源として利用できるよう分別を行う。 古紙、ガラス容器、土砂、コンクリート、アスファルト塊、自動車、エアコンテレビ、電気冷蔵庫、スチール製、アルミ類の缶やペットボトル、アルカリ乾電池（ニカド電池）、 高炉スラグ	設計見積もり段階での再生資源の活用が出来るように改善 排出ゴミの分別の徹底	各現場において再生CR・再生AS混合物等の使用の確認。また解体現場にて2022年12月10日適正な分別を確認した。	○
建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律	**責任者：**現場代理人 **内容：**建設物の設計及びこれに用いる建設資材の選択、建設工事の施工方法を工夫し、建設資材廃棄物の発生を抑制し、分別解体等及び建設資材廃棄物の再生資源化等に要する費用を低減させる。 分別解体等を実施する工事施工を行う場合は、工事に着手する日の7日前までに都道府県知事に必要な事項を届け出る。 分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物は、再資源化を行う。	資材廃棄物を抑制することで、再資源化の費用も低減する。 分別解体工事施工における都道府県知事の届け出の内容及び確認。	解体現場において2022年12月10日、混合廃棄廃棄物（リサイクル不可）を抑制する分別解体を行っていたことを確認した。	○

法令名称（略称）	要求内容	確認方法	遵守状況の確認	
			現状の確認	判定
農薬取締法	責任者：現場代理人 内容：農薬使用時、希釈倍数の最低限度を下回る希釈倍数で農薬を使用しない。 住宅の用に供する土地及びこれに接近する土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するため、強風時の使用は行わない。 農薬を使用した時は、使用した年月日・場所・農薬を使用した対象物・農薬の種類名称・使用量、希釈倍数を帳簿に記載する。	散布時の風向、及び風量の確認。（日報） 農薬使用記録簿の作成、記録、確認	農薬帳簿記入の確認（帳簿にて希釈倍数確認）。施工当日の天候にて施工可能か否かを判断していることを日報により確認した。	○
浄化槽法	責任者：総務部 内容：1．保守点検と清掃が行われているかの確認（月1回の点検） 2．毎年1回の定期検査が行われているかの確認 （浄化槽の機能が発揮され、きれいな水が放流されているかどうか？）	浄化槽法　定期検査　報告書 みなし浄化槽保守点検記録カード	報告書及び記録カードの確認	○
熊本県環境基本条例	責任者：管理責任者・現場代理人 内容１　事業活動に伴って生ずる公害の防止、その他の生活環境の保全のために必要な措置を講ずるとともに、県が実施する生活環境の保全等に関する施策に協力する。 ２　自動車・重機の不必要なアイドリングは行わない。 ３　事業活動に伴って生ずる廃棄物を分別して排出し及び再生利用することにより、廃棄物の減量化に努め県が実施する施策に協力する。	規制区域の確認 届け出書の確認　現地の確認	水上中スクールバス車庫等解体現場において重機作業時間帯を学校側と協議しながら施工を進めていることを確認した。（考査中の重機作業禁止など）また、各現場・施設とも不必要なアイドリングを行っていないことを確認した。	○
消防法	責任者：現場代理人 内容１　喫煙、火を使用する設備若しくは機具（物件に限る）または使用に際し火災の発生の恐れのある設備若しくは機具（物件に限る。）の使用これらの行為を行う場合の消化準備（消化器の設置） ２　放置され、又はみだりに存置された物件は整理するか除去する。 ３　火災に関する警報が発令された場合には、火の使用を行わない。 ４　火災を発見した場合は、遅滞なく消防署に通報し、通報が最も迅速に到達するよう協力する。 ５　製造より10年以上経った消火器の詰め替え及び使用は水圧試験を行い適合を確認する。 ６　廃棄する消火器は、指定処理業者において適正に処分する。	現地の確認	各現場・施設において消火器の設置を確認した。（消火器使用期限も確認）またみだりに残置された燃焼のおそれのある物件は　確認されなかった。 火災警報等の情報収集はスマートフォンにて行われていた。	○
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	責任者：管理責任者、現場代理人 内容１　解体工事において、第一種特定製品を破棄しようとする場合は、他の者に委託して、第一種フロン類回収業者に対し、当該第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を引き渡す。 ２　建築物解体時における第一種特定製品の設置有無の確認を行い、当該工事の発注者に対し確認結果を書面で交付し、説明を行う。 ３　回収依頼書、委託確認書、引取証明書は、3年間保存する。 ４　本社事務所空調機器について四半期に1回、簡易点検を行う。	点検状況の確認 回収依頼書等の確認	解体工事において適正にフロン回収が行われていることを確認した。（上球磨消防組合庁舎解体） 事務所空調機器の点検を確認した。	○
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイク法）	責任者：管理責任者 内容：特定家庭用機器廃棄物の再商品化などが実施されるように小売業者等に適切に引き渡し、収集・再商品化等に関する料金の支払いを行う。	家電　リサイクル券	令和4年12月解体現場において適正な処分を確認した。	○
自動車リサイクル法	責任者：管理責任者 内容：使用済となった自動車の再資源化が実施されるように、引取業者等に適切に引き渡し、料金の支払いを行う。	引き取り業者への料金支払い履歴	今後、必要に応じて確認	○
パソコンの再生資源化に関する省令	責任者：管理責任者 内容：使用済となったパソコンの再生資源化が実施されるように、引き取り業者等に適切に引渡し、料金の支払いに応ずるなど、本法に定める措置に協力する。 また、再生部品として利用することが出来る状態にしておくこと。	引き取り業者への料金支払い履歴	今後、必要に応じて確認	○
土壌汚染対策法	責任者：管理責任者・現場代理人 内容１　本社倉庫、作業所及び施設にて油漏れ・流出を起こした場合は、直ちに吸着マットにて表面油を吸着除去し、また、土壌に浸透した場合は浸透箇所まで土を掘り起こし、除去し適正に処分する。 ２　農薬使用時、原液が流出した場合は吸着マットにて汲みあげたあと希釈濃度倍数以上の水にて溶解させる。また土壌に浸透した場合は油漏れ同様土を掘り起こし、除去し適正に処分する。	訓練実施書	緊急事態の対応訓練にて確認した。	○
悪臭防止法	責任者：現場代理人・管理責任者 内容：特定悪臭物質以外において、人間の臭覚によって匂いの程度を数値化規制を厳守する。 （臭気によって第三者より苦情を発生させない。）	近隣住民へのヒヤリング	肥後リサイクルセンター、エコグーンとも第三者からの苦情は確認されていない。	○
オフロード法（特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法	責任者：現場代理人・管理責任者 内容：車両・重機の適切な点検整備の実施。（日々の始業前点検の実施および記録、重機フィルター類の交換・清掃の実施・記録）	始業前点検記録の　確認	始業前点検記録も確認した。	○
石綿障害予防規則（アスベストモニタリングマニュアル）	責任者：現場代理人・管理責任者 内容：1．建築物の解体を行う前に石綿の使用の有無を目視、図面等により調査しその結果を記録する。調査の結果、石綿の使用の有無が明らかな場合は分析調査しその結果を記録しておく。 石綿含有の保温材、耐火被服材、断熱材の解体等の作業を行うときは当該作業に従事する労働者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨を表示する。また当社は、関係請負人への通知、作業時間帯の調整等必要な措置を行う。 その他石綿を使用した建築物等の解体等の作業においても、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨を表示する。	事前調査報告書の確認 作業及び作業環境状況の確認	令和5年2月スクールバス車庫等解体現場にて事前調査及びその結果、作業状況・作業環境（掲示物・作業方法・養生方法）を確認した。	○

■　違反・訴訟等の有無

2022年10月1日から2022年12月31日までの間及び過去3年間、事業活動に関する環境関連法規等への違反、訴訟はありません。

次年度の環境経営計画の取組内容

1. 二酸化炭素排出量の削減

活動項目			試行期間実施状況においての評価	3ヵ月間の評価	次年度の取組計画
電気使用量削減	本社・支店	エアコンの設定温度（夏場28度、冬場20度）の実行	○	本社・支店と建設において試行期間における削減目標は達成した。	関係会社との建屋を共用しているため、電気使用量を折半にしているが全体の使用電力の把握に務め、関係会社にも働きかけを行い、引き続き削減努力をしていく。
		不要な照明の消灯			
	肥後リサイクルセンター・エコグリーン	二次破砕機への投入量の調整	×	二次破砕機の導入により使用電力増となった	二次破砕機等の導入に伴い発生している電力消費は、今後売上高との対比で計算することで把握し削減に努めて行く。
		一次破砕機粉砕刃の定期的な点検			
ガソリン使用量の削減	本社・支店	走行・運搬計画を実施し、エネルギー消費の少ない運搬・走行を行う（積み荷の確認、目的場所の確認）	○	本社・支店と建設において試行期間における削減目標は達成した。	燃料の使用量を集計し、環境目標と比較し評価を行った。引き続き使用量を把握しCO2排出削減に務める
		車両のアイドリングストップを行う			
	肥後リサイクルセンター・エコグリーン	走行・運搬計画を実施し、エネルギー消費の少ない運搬・走行を行う（積み荷の確認、目的場所の確認）	×	令和4年8月より肥後リサイクルセンター所属の営業車が稼働し始めたため、使用量が増となった。	目標未達になったが、今後も使用量を集計しCO2削減に努めて行く。
		車両のアイドリングストップを行う			
軽油使用量の削減	本社・支店	始業前点検の確実な実施及び記録（重機関係） 過積載を行わない（ダンプトラック関係）	○	本社・支店と建設において試行期間における削減目標は達成した。	引き続き使用量の把握、集計を行いCO2削減に努めて行く
	肥後リサイクルセンター・エコグリーン	過積載を行わない。（ダンプトラック関係） 木材破砕機への投入量の調整	×	一次破砕機に大型機器を導入したことにより軽油使用量は増となったが、その他周辺機械の使用時間減に伴い人件費の削減は図られている。	大型の一次破砕機の導入で目標未達となったが、今後の使用量の集計を売上高との計算により算出しCO2削減が出来るように測っていく

2. 廃棄物排出量削減

活動項目			試行期間実施状況においての評価	3ヵ月間の評価	次年度の取組計画
一般廃棄物排出量の削減	本社・支店	両面、集約などの機能を活用した印刷及びコピーの実施	△	基準年度の一般廃棄物の集計が取れていないため比較が出来ず評価が出来ていない、試行期間から記録を行い、集計をしたが集計時期が年末を迎え、普段より多い数量になったと思われる。	年間の記録を行いながら、3ヶ月ごとの集計を行い排出量の把握と削減に取り組んで行く。
		コピー機は、ミスコピーを防止するため使用前設定の確認	△		
産業廃棄物排出量の削減	肥後リサイクルセンター・エコグリーン	受託した産業廃棄物のリサイクル率の向上（分別の徹底、受入時の産業廃棄物確認）	×	試行期間では若干の増となり目標未達	持ち込まれる産業廃棄物の量を自社でコントロールする事は難しいが受入れた産業廃棄物は出来る限り、再資源化に取組みリサイクル率の向上に務める。
	建設現場	３S（整理・整頓・清掃）活動	○	解体工事の増加は目標値を超えたが、自社の工事全般の落ち込みにより達成している	このまま3ヶ月毎の産業廃棄物の集計の増減の確認を行いながら、受注工事件数に対してのバランスを確認して行く。
		設計基準に上乗せした自主基準を設けて、生コンクリート・アスファルトの廃棄を抑制する。			

3. 水使用量削減

活動項目		試行期間実施状況においての評価	3ヵ月間の評価	次年度の取組計画
本社・支店	節水呼びかけの表示 社用車の洗車を最小限に留め、洗車する場合節水の励行	○	試行期間において、節水の表示等をすることで一定の効果は出ていると考える。	引き続き節水に対する呼びかけ等を行い、改善出来るところは改善を行って節水を行っていく。
肥後リサイクルセンター・エコグリーン	節水呼びかけの表示 社用車の洗車を最小限に留め、洗車する場合節水の励行	×	産業廃棄物で受入れしている木材の破砕時に散水を行ったため増となった。	業務遂行上最低限の使用量であるため、今後の経過観察とする。

4. 空き家解体工事件数の増加

活動項目	試行期間実施状況においての評価	3ヵ月間の評価	次年度の取組計画
見積り依頼を受け3日以内にて現地または内容の確認 現地確認後10日以内での見積り提出	○	目標を達成出来ている。	今後もこの状態を維持出来るように務める。

5. 地域貢献活動の推進

活動項目	試行期間実施状況においての評価	3ヵ月間の評価	次年度の取組計画
地域ボランティア活動などに積極的に参加する。	○	目標を達成出来ている。	今後もこの状態を維持出来るように務める。
ロードクリーンボランティア活動の実施。			

○：実施できた　△：十分とは言えなかった　×：不十分であった

熊本県SDGs推進企業として登録しました。

熊本県SDGs登録事業者
登　録　証

熊本県SDGs登録事業者として登録し、ここに証します。

登録事業者：肥後環境株式会社

登　録　期：第４期

登録期間：令和５年（２０２３年）１月１６日から
令和８年（２０２６年）１月１５日まで

令和５年（２０２３年）１月１６日

熊本県知事　蒲島　郁夫

熊本県知事印

熊本県

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

©2010熊本県くまモン

目につくところからのエコへの取組み。

朝礼場所での意識付け

地域貢献活動

ロード清掃ボランティアを実施した。

台風災害清掃ボランティア活動

清掃中

清掃後

工事場所付近の伐開清掃作業

市房山山開き横断幕撤去

代表者による全体の取組状況の評価及び見直しの結果

代表者	環境管理責任者
那須　衛	那須　孝博

記録その1：評価及び見直しに必要な情報（環境管理責任者）　記録日：2023年　3月　20日

○：実施できた　△：十分とは言えなかった　×：不十分であった

	環境経営目標	環境経営目標の達成状況	環境経営計画の実施状況	コメント
環境経営目標の達成状況・ 環境経営計画の実施状況	二酸化炭素排出量の削減	○	○	達成出来ています。
	廃棄物排出量の削減	○	○	試行期間において達成出来たが建設現場においては工事件数の減少により、かなりの削減となり、産業廃棄物処分業においては受入量が増加傾向にあり今後の経過を観察して行きます。
	水使用量の削減	×	×	粉塵発生抑止のため予備散水を多く行いました。 （リサイクルセンター）
	空き家屋解体工事件数の増加	○	○	達成出来ています。
	地域貢献活動の推進	○	○	達成出来ています。
環境関連法規等の遵守状況のチェック結果	環境関連法規に関して現在関係からの指摘等はありません。また、チェックリストによる社内チェックの結果、違反等はありません。			
外部からの苦情等の受付結果	河川災害復旧工事において、下流域に濁水が流出しているとの苦情がありましたが、直ちに沈砂池を設けるなどして処置を　完了しております。			
前回の代表者の指示事項とその取組結果	無し			
その他 （前回の審査での指摘事項の改善結果、その他改善への提案）	無し			

記録その2：評価及び変更の必要性と指示（代表者）　記録日：2023年　3月　31日

環境経営システムが有効に機能しているか	全社のCO2排出量目標数値を達成できたことから、環境経営システムには問題ないと判断する。
環境への取組は適切に実施されているか	一部達成できていない数値目標があるが、取り組み事態は適切に実施されている。ただし経過観察、継続的な改善は必要。
環境経営方針 変更の必要性（○有　●無）	［変更の必要性がある場合は有に●を付けて、その指示事項を記載する」
環境経営目標・環境経営計画 変更の必要性（○有　●無）	［変更の必要性がある場合は有に●を付けて、その指示事項を記載する」
その他の環境経営システムの要素 変更の必要性（○有　●無） ○ 取組の対象組織・活動の明確化 ○ 環境負荷の把握・評価 ○ 環境関連法規等の取りまとめ ○ 実施体制の構築 ○ 教育・訓練の実施 ○ 環境コミュニケーションの実施 ○ 実施及び運用 ○ 緊急事態への準備及び対応 ○ 環境文書及び記録の作成・管理 ○ 取組状況の確認及び評価	［変更の必要性がある場合は有に●を付けて、その指示事項を記載する」 苦情が1件発生しておりますが、直ちに処置対応を完了していることなどから、環境経営活動を行う実施体制の変更等は　　不要と判断します。